

【資料 1】

入間市空家等対策協議会の概要について

令和 8 年 7 月

1 入間市空家等対策協議会の役割について

現在、適正に管理されず放置された状態の空家等は、防災、環境、衛生、景観等の面において、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす等、大きな社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、入間市では、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法第~~7~~8条第1項」に基づき、平成30年6月1日に協議会を設置しました。

協議会の所掌事務につきましては、「入間市空家等対策協議会条例（第2条）」にあります、「空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。」、「空家等に関する施策の推進に関し、市長が認める事項。」について協議をすることとなっております。

「空家等対策の推進に関する特別措置法第~~7~~8条第1項」

（協議会）

第~~7~~8条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。

「入間市空家等対策協議会条例第1条」

（設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法第~~7~~8条第1項の規定に基づき、入間市空家等対策協議会を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（1） 法第~~6~~7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

（2） 前号に掲げるもののほか、法第2条第1項に規定する空家等に関する施策の推進に関し、市長が必要と認める事項。

2 委員の構成について

「入間市空家等対策協議会条例第3条」

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 学識経験者
- (3) 前二号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

協議会は、以下の委員をもって組織します。(12人)(資料1の名簿のとおり)

- (1) 議長(市長1人)
- (2) 地域住民(一般公募2人、入間市連合区長会1人)…計3人
- (3) 学識経験者(法務)(埼玉県行政書士会狭山支部、埼玉司法書士会から各1人)…計2人

学識経験者(不動産)(埼玉土地家屋調査士会、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部、(公社)全日本不動産協会埼玉県本部から各1人)
…計3人

学識経験者(建築)((一社)埼玉建築士会入間第二支部入間部会1人)

学識経験者(福祉)(入間市社会福祉協議会1人)

- (4) 市長が必要と認める者(狭山警察署1人)

3 委員の任期について

「入間市空家等対策協議会条例第4条」

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 職名をもって委嘱された委員は、当該職を失ったときは、委員の職を失う。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員の任期は、令和8年6月1日から2年間(令和10年5月31日まで)とします。

4 報酬

1 回の出席につき 7,000 円（お振込みは、源泉徴収税額 780 円を差し引いた額 6,220 円になります。）をお支払いいたします。また、費用弁償として 1,000 円を併せてお支払いいたします。

※源泉徴収税額は「日額乙欄」を適用しております。